

○山口県都市計画審議会条例

昭和 44 年 7 月 26 日 条例第 22 号
改正 昭和 60 年 3 月 26 日 条例第 1 号
平成 12 年 3 月 24 日 条例第 11 号
平成 17 年 7 月 12 日 条例第 52 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条第 3 項の規定に基づき、山口県都市計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員をもって組織する。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 学識経験のある者 | 7 人以内 |
| (2) 関係行政機関の職員 | 6 人以内 |
| (3) 市町の長を代表する者 | 2 人以内 |
| (4) 県議会の議員 | 6 人以内 |
| (5) 市町の議会の議長を代表する者 | 2 人以内 |

2 前項第 1 号に掲げる者につき任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第 3 条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、知事が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常務委員会)

第 6 条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長の指名した委員 7 人以内をもって組織する。

3 前条の規定は、常務委員会の会議に準用する。

(部会)

第 7 条 審議会は、都市計画に関する専門的な事項を調査するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(幹事)

- 第8条 審議会に、幹事若干人を置く。
- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
 - 3 幹事は、会長の命を受けて審議会の事務に従事する。

(庶務)

- 第9条 審議会の庶務は、土木建築部において処理する。

(その他)

- 第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。